

## 入札公告

分任支出負担行為担当官  
那覇航空基地隊那覇経理隊長  
那覇経理隊長 石川 貴



下記のとおり一般競争入札を行います。

記

## 1 競争入札に対する事項

調達要求番号	件名	数量単位	履行期限	履行場所
07-1-4014-2001-0002-00	灯油1号(バルク)	1件	令和7年6月20日	仕様書のとおり

## 2 競争入札日時及び場所

- (1) 日時 令和 7年 5月 16日 金曜日 10時00分より  
(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、前日の16時00分まで)
- (2) 場所 海上自衛隊那覇航空基地隊 経理隊 入札室
- (3) 応札意思の通知  
応札意思のある方は、その意思を入札日前日10時00分までに電話等で担当者に連絡すること。

## 3 競争入札資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条・71条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格) 「物品の販売」 のD等級以上に格付けされ、かつ競争参加地域が「九州・沖縄」である者、又は当該競争参加資格を有していないものにあつては、競争執行の日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められるものであること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

## 4 入札事項説明の日時及び場所

実施しない。

## 5 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 : 免除
- (2) 落札者が契約を結ばないときは、見積もった契約金額の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。

## 6 契約書の作成の要否及び適用する契約条項

- (1) 作成の要否 : 遅滞なく契約書の作成を要する。ただし、契約金額が250万円を超えず、特約条項の付与もない場合は請書の作成をもって代えることができる。
- (2) 契約条項 : 売買 契約一般条項

## 7 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除く。

## 8 契約金額の端数処理

入札書に記載された金額の100分の110(軽減税率対象品目については100分の108)に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとする。ただし、単価契約の場合には端数処理を行わず原則どおり入札書に記載された書面上の金額の100分の110(軽減税率対象品目については100分の108)に相当する金額に相当する額をもって申込みがあったものとする。

## 9 その他

- (1) 入札の無効
- ア 本公告に公示した競争参加資格のない者及び入札の条件に違反した入札を行った者
- イ 入札及び契約心得のとおり実施しない者
- (2) その他
- ア 入札公告、入札及び契約心得は那覇経理隊入札室で閲覧できるほか、海上自衛隊ホームページ上で閲覧することができる。(ホームページアドレス : [https://www.mod.go.jp/msdf/bukei/sn\\_nyusatsu.html](https://www.mod.go.jp/msdf/bukei/sn_nyusatsu.html))
- イ 入札に参加する者は、入札日の前日までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- ウ 入札書を郵送するときは、入札書を封筒に封入し、封筒表面に調達要求番号及び件名を朱書の上、さらに封筒に封入し、必ず書留・簡易書留又は配達記録郵便で送付すること。

## 10 入札に関する問い合わせ先

〒901-0193 沖縄県那覇市字当間252番地(電話 : 098-857-1191 内線5466・5467 FAX : 098-857-8670)  
海上自衛隊 那覇航空基地隊 那覇経理隊 契約班 伊藤



調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	07-1-4014-2001-0002-00
	調 達 要 求 年 月 日	
	作 成 部 課	那 覇 航 空 基 地 隊 管 理 隊
	作 成 年 月 日	令 和 7 年 4 月 7 日
品 名	灯油 1 号 (バルク)	
仕 様 書 番 号	D S P K 2 2 0 8 E ( 3 )	

指定事項：

### 1 納入場所及び納入方法

納入場所及び納入方法は、表 1 による。

表 1－納入場所及び納入方法

納 入 場 所	納 入 方 法
那覇航空基地	ローリーによるタンクピット納め (履行場所については、付図 1 に示すとおり)

### 2 品質の確認

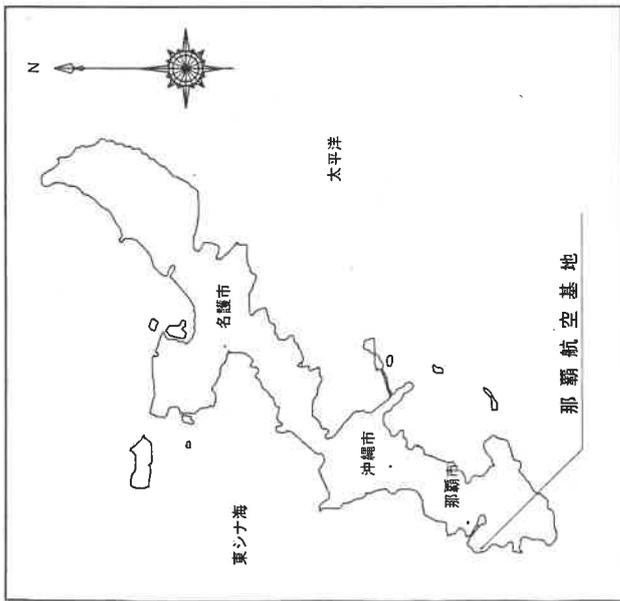
仕様書に定める項目につき社内試験成績書の審査を行う。

### 3 提出書類

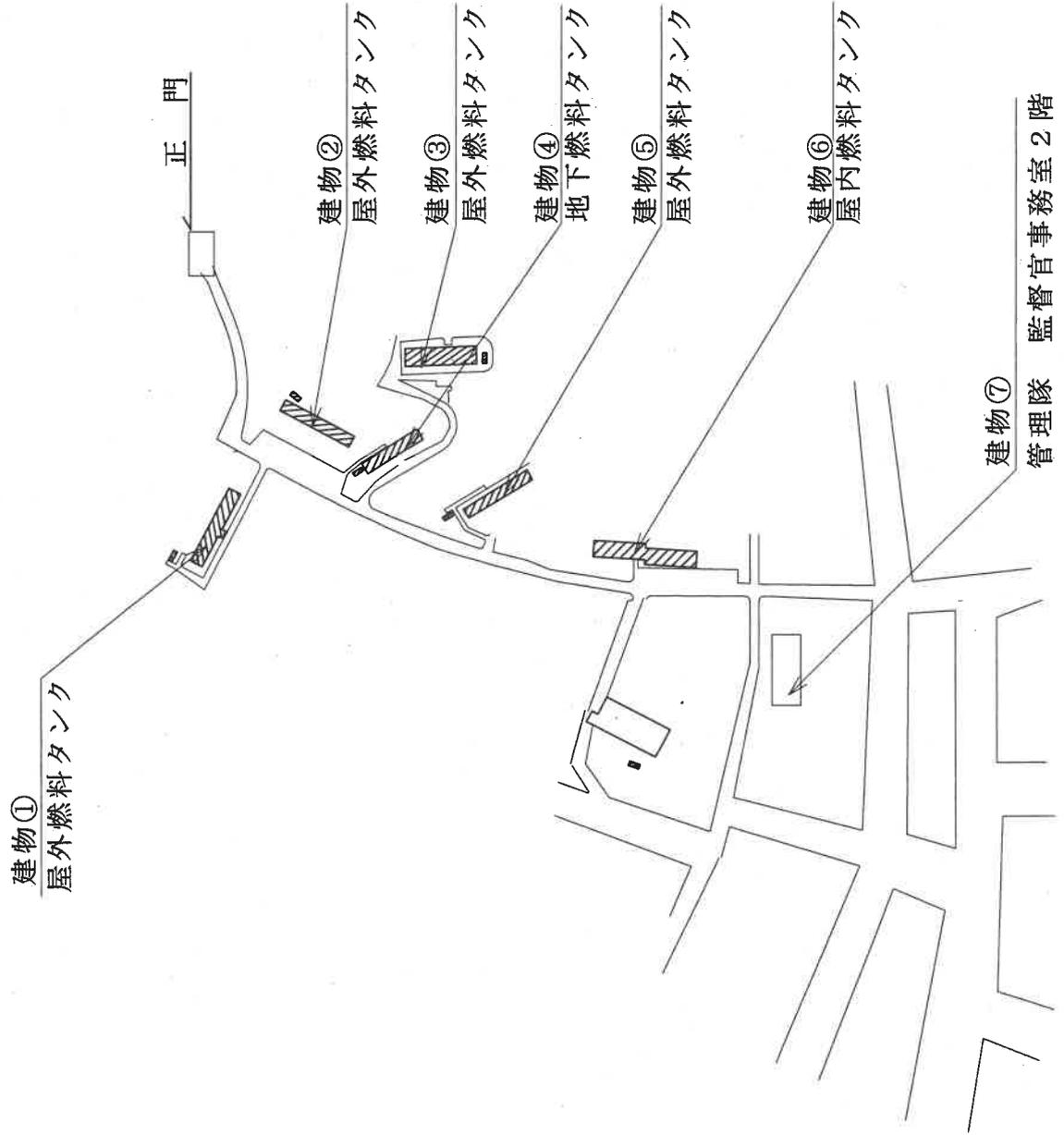
提出書類は、表 2 による。

表 2－提出書類

番号	名 称	提 出 先	部数	備考
1	社内試験成績書	受領検査官	3 部	
2	納 品 書	受領検査官	6 部	海上自衛隊補給実施要領, 書式 3 0 2 1 様式による。



案内図 N/S



付図1 - 履行場所等

防衛省仕様書改正票

灯 油

(KEROSENE)

D S P

K 2208E(3)

制定 昭和48年3月30日

改正 令和 5年3月14日

この改正票は、DSP K 2208E(灯油)についてのものであり、DSP K 2208E(2)を含め累積記載されている。この改正票はDSP K 2208Eと併用される。

指定品名 “KEROSINE”を“KEROSENE”に改める。

1.3 a) 規格 中

- “JIS K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を  
“JIS K 2249-1 原油及び石油製品—密度の求め方—第1部：振動法  
JIS K 2249-2 原油及び石油製品—密度の求め方—第2部：浮ひょう法  
JIS K 2249-3 原油及び石油製品—密度の求め方—第3部：ピクノメータ法  
JIS K 2249-4 原油及び石油製品—密度の求め方—第4部：密度・質量・容量換算表”  
に改める。

1.3 c) 法令等 中

- “工業標準化法（昭和24年法律第185号）”を  
“産業標準化法（昭和24年法律第185号）”に改める。

5.1 測定結果

- “測定結果は、JIS K 2249によつて、密度（15℃） $g/cm^3$ を測定した結果とする。”を  
“測定結果は、JIS K 2249-1、JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によつて、密度（15℃） $g/cm^3$ を測定した結果とする。”に改める。

5.2 成績書等 中

- “ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（JIS K 2203に該当するものであることの表示）  
の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”を  
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（JIS K 2203に該当するものであることの表示）  
の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名：防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

# 防衛省仕様書

D S P

K 2208E

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

## 灯 油

(KEROSENE)

### 1 総則

#### 1.1 適用範囲

この仕様書は、暖房、ちゅう房、灯火、石油発動機、溶剤、洗浄用などに使用する灯油について規定する。

#### 1.2 製品の呼び方

製品の呼び方は、表1による。

表1-製品の呼び方

製品の呼び方	物 品 番 号	納 入 区 分
灯油1号	9140-002-9694-5	バルク
	9140-001-9417-5	ドラム

#### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 規格

J I S K 2203 灯油

J I S K 2249 原油及び石油製品-密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

##### b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

##### c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

### 2 製品に関する要求

品質は、J I S K 2203による。

### 3 品質保証

検査は、J I S K 2203によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

### 4 出荷条件

#### 4.1 容器

容器は、D S P Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、D S P Z 1002 に規定する塗料、塗色とする。

#### 4.2 表示

表示は、N D S Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

なお、特にドラム胴部に標識線を施す場合は、調達要領指定書により指定するものとする。

2.

K 2208E

#### 4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

#### 5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

##### 5.1 測定結果

測定結果は、JIS K 2249によって、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。

##### 5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2203に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。